平成２６年（フ）第２８３号
千葉県習志野市花咲１丁目３番23号
債務者　木下正美こと　金　　正美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　礼奈
4　破産債権の届出期間　平成26年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８４号
千葉県習志野市花咲１丁目３番23号
債務者　木下勉こと　李　　敬勉
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　礼奈
4　破産債権の届出期間　平成26年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
岐阜県多治見市音羽町４丁目４番地の１
キャッスルハイツ多治見401
債務者　丹羽　一清
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間良直
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１４１号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西２丁目８番15号
債務者　更家工務店こと　更家　正美
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　誠
4　破産債権の届出期間　平成26年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３９６号
千葉市美浜区高浜１丁目14番１棟703号
債務者　千田　茂典
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常木　康昭
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６０号
富山県滑川市上小泉341番地
債務者　松坂　康寛
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島谷　武志
4　破産債権の届出期間　平成26年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１号
富山県滑川市上小泉341番地
債務者　松坂　静江
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島谷　武志
4　破産債権の届出期間　平成26年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３１号
京都市南区西九条南田町４番地　九条住宅Ｂ棟516号室、前住所京都市西京区大枝北沓掛町１丁目５番地の３　サンシティ桂坂ロイヤル参番館403号
債務者　内田　隆之
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深尾　憲一
4　破産債権の届出期間　平成26年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９３号
千葉県船橋市西船２丁目７番19号　センチュリー91―302号
債務者　夏梅　太郎
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　　哲
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５７号
千葉市若葉区都賀３丁目33番21号　サンホワイト101号
債務者　飯田　純子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　貞信
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９２号
広島市安芸区船越３丁目８番４号
債務者　丸平　靖子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　破産債権の届出期間　平成26年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２３号
広島県東広島市黒瀬町乃美尾2222番地
債務者　池田　雅雄
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　泰
4　破産債権の届出期間　平成26年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８号
大分市大字三芳1691番地の21
債務者　窪田　里美
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久子
4　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係